

文化振興課分室 個別施設計画

令和2年10月

敦賀市教育委員会文化振興課

【目次】

1	策定の目的と位置づけ	
	(1) 背景	1
	(2) 目的	1
	(3) 本計画の位置づけ	1
2	計画期間と対象施設	
	(1) 計画期間	2
	(2) 対象施設	2
3	現状と課題	
	(1) 機能	2
	(2) 建物	2
4	基本的な考え方	3
5	施設の状態	3
6	対策内容と費用	
	(1) 対策内容と実施時期	4
	(2) 概算費用	4

1 策定の目的と位置づけ

(1) 背景

文化振興課分室は、平成5年に旧法務局建物を敦賀市が買受け、その後市シルバー人材センター、少年愛護センターを経て、平成13年に文化振興課分室（市内遺跡から発掘された埋蔵文化財の整理・保存・展示を行う施設）として開設されました。また、本施設は、小学校等の校外学習の場としても活用されています。

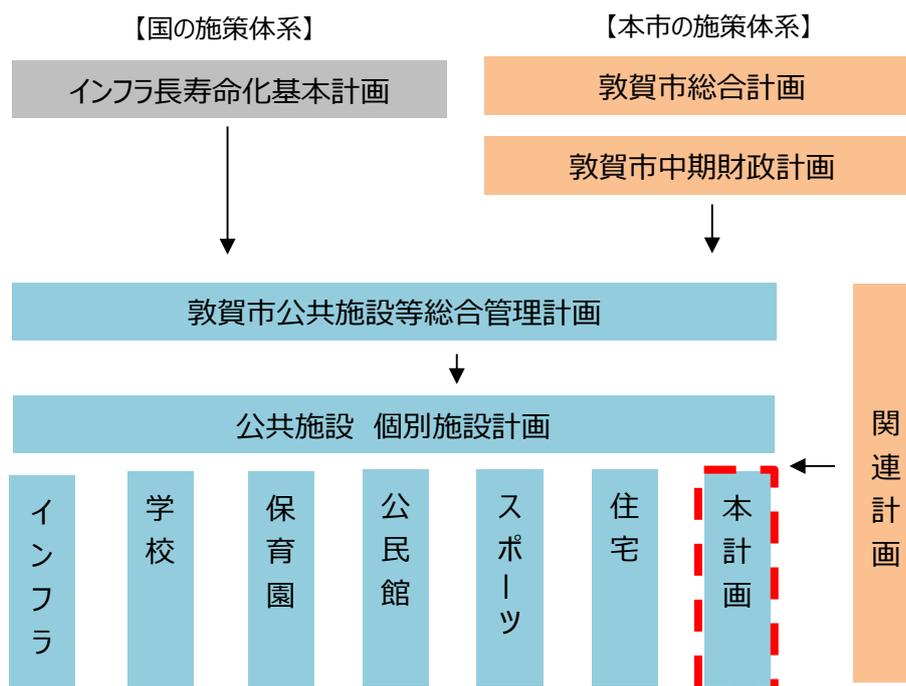
(2) 目的

「文化振興課分室の個別施設計画（以下、「本計画」という。）」は、上記の背景を踏まえ、敦賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として、文化振興課分室の管理に関する具体的な対応方針を明らかにすることを目的としています。

(3) 本計画の位置付け

本計画は、敦賀市公共施設等総合管理計画の下位計画となります。

図表1 本計画の位置付け



2 計画期間と対象施設

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、本計画は敦賀市公共施設等総合管理計画の改訂や社会環境等の変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

(2) 対象施設

本計画の対象施設は、文化振興課分室です。

図表2 対象施設概要

施設名称	地区	運営形態	延床面積 (㎡)	代表建築 年度	経過年	耐用年数	残耐用 年数
文化振興課分室	西	直営	626	不明	不明	50	不明

3 現状と課題

(1) 機能

文化振興課分室は、本市の歴史を体現する埋蔵文化財の整理・保存・展示を行うことで、これらを次世代へ継承していく機能を有しています。また、学校教育や観光等に活かすことにより、市民が誇りを持てる文化の振興を図るという機能を有しています。

今後は、市民や観光客が快適に利用できるよう文化施設の機能を維持・改善するとともに、生涯学習、学校教育との連携を図り、文化拠点として情報発信に努める必要があります。

(2) 建物

文化振興課分室は平成5年の建物取得以降、大規模な改修や修繕を行わず施設維持を行ってきました。現状としては、保管場所不足により発掘調査出土品及び書籍収納場所が飽和状態にあります。また、会議室が手狭なため、小学校複数クラスによる校外学習の実施は困難な状況にあります。これらを考慮すると、今後も埋蔵文化財の整理・保存・展示及び文化財の体験・学習機能等の文化振興課分室に求められる機能の維持を図るためには、他施設への機能移転を図る必要があります。

4 基本的な考え方

文化振興課分室は埋蔵文化財の整理及び公開活用の拠点として重要な機能を有しており、今後も同機能を存続させる必要があります。

敦賀市公共施設等総合管理計画の取組方針のひとつに「公共施設の総量縮減」が挙げられます。これは、建物や敷地等の安全確保や狭溢度等の課題がある場合は総合的に検証して建替えや大規模改修の整備を検討すること、また、建替えや大規模改修に併せて他の市有施設との複合化、集約化を図ることとされています。

文化振興課分室の場合、現状の建物の課題を考慮すると、求められる機能の維持を図るためには、現在の建物では明らかにスペースが不足するため、埋蔵文化財センターとして他施設への機能移転を図ります。なお、機能移転後の旧建物は除却します。

5 施設の状態

文化振興課分室では、建築基準法による法令点検と、「敦賀市公共施設簡易点検マニュアル」に基づく年1回の目視点検を行っており、その結果は以下の通りです。

図表3 法令点検及び簡易目視点検結果

施設名	建築物	設備その他
文化振興課分室	外壁、基礎、天井、内壁が部分的に劣化	異常なし

6 対策内容と費用

(1) 対策内容と実施時期

基本的な考え方や施設の状態を踏まえた本計画期間（10年間）における具体的な対策内容と実施時期は次のとおりです。

図表4 対策内容と実施時期

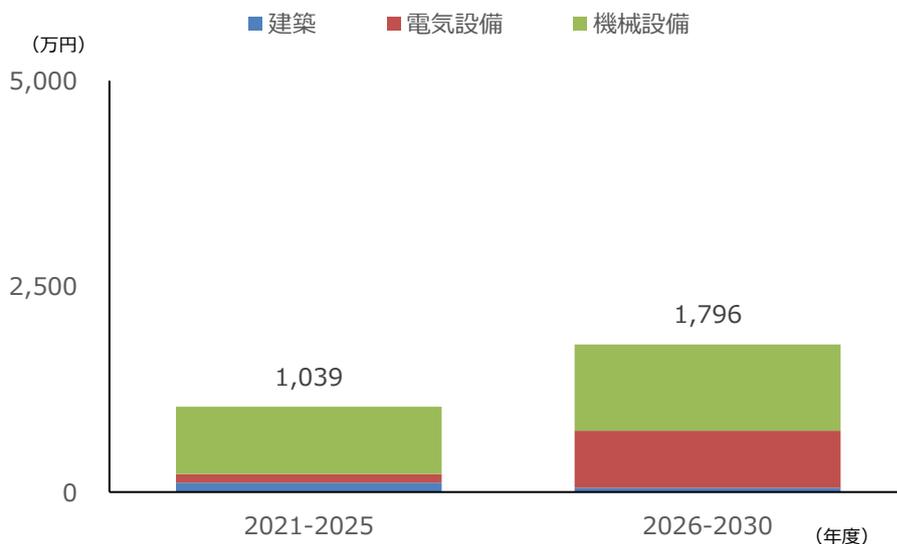
施設名称	方向性・機能	方向性・建物	2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030										検討段階
			現状維持・移転					除却					
文化振興課分室	存続	他施設への機能移転	現状維持・移転					除却					決定

機能は存続し、建物は他施設への機能移転を図ります。なお、機能移転後の建物は除却します。

(2) 概算費用

本計画期間中に要する概算費用（維持管理費用除く）は耐用年数を超えた使用を見据えた場合、建築、電気設備、機械設備で合計2,835万円を見込んでいます。ただし、この費用は機械的な試算であり、今後の施設の状態等により変動します。

図表5 概算費用



※国土交通省官庁営繕部監修「建築物のライフサイクルコスト」の㎡単価に基づく試算。建築からの経過年（経過年不明のため、建築から40年と仮定して試算）により必要とされる額を算出した機械的な試算であり、「6（1）対策内容と実施時期」の内容とは連動していない。